

令和4年度 島田市地域防災訓練計画

1 訓練目的

突発的に発生した大規模地震や台風などの大雨による水災害の発生に対する災害対応能力及び防災知識の向上を図り、地域防災力の強化を図る。

本部運営訓練では、受け付けた情報の処理手順を確認するとともに、緊急性、公共性に基づき迅速に、かつ的確に対応を判断できる職員の能力を高めることを目的とする。

2 訓練日時

令和4年12月4日（日）午前8時から正午まで

3 訓練内容

(1) 各地元で実施する訓練（自主防災会主体の訓練）

日 時：令和4年12月4日を基準とした各地区が指定する日

会 場：各地区の指定する場所

内 容：新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じ、各自主防災会の計画により実施する。

(2) 市が実施する訓練

令和4年12月4日（日）午前8時から正午まで

ア 職員安否確認訓練

内 容：安否確認・参集システムにより全職員の安否情報を報告・確認する。

対 象：全職員（システムへの回答は全職員が確実に行うこと。）

イ 災害対策本部参集訓練・本部設置訓練

会 場：プラザおおるり 大会議室及び災害対策室

想 定：震度7クラスの巨大地震の発生直後を想定する

内 容：別紙災害対策本部運営訓練実施要領のとおり

対 象：本部長、副本部長、本部員（各部長等）、各班長、副班長（一部）、本部班、初動班、動員班、庶務班、情報班、本部避難地班（一部）、連絡員等

ウ 災害対策本部運営（情報処理）訓練

会 場：プラザおおるり 大会議室及び災害対策室

想 定：市内に震度7クラスの巨大地震が発生してから2日経過したと想定する

内 容：大規模地震発生後2日目における災害対策本部の対応手順を確認する。また、応急復旧段階における市の全般対処構想決定に係る災対本部活動について、課題解決型・図上研究方式の訓練を実施する。

【別紙災害対策本部等運営訓練実施要領のとおり】

対 象：危機管理監、各班長、副班長（一部）、本部班、動員班、庶務班、情報班、本部避難地班（一部）、連絡員等

エ 情報伝達訓練

会 場：一次指定避難所等

内 容：自主防災会から報告された防災訓練参加人員数を、現地避難地班員が受け、本部避難地班に無線で情報を伝達する。

対 象：現地避難地班、本部避難地班

オ 現地避難地班訓練

会 場：一次指定避難所等

内 容：別紙現地避難地班訓練実施要領のとおり

対 象：現地避難地班

4 訓練視察（令和4年12月4日（日）午前9時30分から午前11時まで）

市内各所で実施する自主防災会の訓練を視察する。

視察先：道悦島自治会、大津自治会、金谷東町自主防災会、竹下自主防災会

対 象：市長、牛尾副市長、各部長（危機管理部長除く）

5 訓練中止

異常気象等に対しては、次の場合に中止することを原則とするが、住民の安全確保を最優先して適切な状況判断により対応する。また訓練の中止は午前7時を目途に判断し、同報無線等を用いて周知する。

（1）県内に南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合

（2）島田市に震度4以上の地震が発生した場合

- (3) 島田市に大雨、洪水、暴風などの警報が発表された場合
- (4) 新型コロナウイルス感染症の状況により、訓練の実施が適当でないと判断した場合
- (5) その他訓練実施が適当でないと判断した場合

6 その他

- (1) 訓練へ従事する者は防災服、ヘルメット、安全靴及びマスクを着用すること。
- (2) 訓練参加者は訓練当日の1週間前から体温の計測など健康管理に努めること。
- (3) 訓練の実施に際しては、3密を避けるべく対策を講じること。
- (4) 訓練当日において、体調不良や発熱の症状が生じている者は速やかに各班長へ連絡すること。

7 問合せ先

島田市危機管理課	危機管理担当	大池・堤	TEL. 0547-36-7320
	危機対策担当	進士・櫻庭	TEL. 0547-36-7143